

平成 15 年度 インフルエンザワクチン流通状況調査報告

社団法人 細菌製剤協会

1. 調査目的

平成 15 年度のインフルエンザワクチンの流通状況について、製造業者、販売会社、卸売業者、医療機関というワクチンの流通ルートを活用して、調査、把握、分析し、平成 16 年度のインフルエンザワクチン需要予測の参考とする。

2. 調査方法

1) 単年度調査

平成 15 年度のワクチン総供給量を明らかにし、都道府県別の供給状況の分析を行う。

2) 経年調査

平成 12 年度～平成 14 年度の調査結果と比較し、供給状況の変化を都道府県別に評価する。著しい経年変化、あるいは全体の傾向と相反する動きのみられる都道府県については、必要に応じて詳細な調査を行う。

3. 調査結果

1) 供給医療機関数・供給数量調査結果

(1) 供給医療機関数

年度	施設数	増減
H12	106,711	—
H13	119,500	11.98%
H14	103,087	-13.73%
H15	157,085	52.38%

※ 各社からの報告に基づく「のべ数(重複あり)」

- ワクチン製造各社から調査結果として報告された供給医療機関数は、過去 3 年間は 10 万施設強で推移してきたが、平成 15 年度は 157,085 施設と、前年比で 50%を超える増加であった。
- 平成 14 年度に供給医療機関数が減少 (▲13.73%) した事象については、
 - ① 予防接種法に基づく高齢者への予防接種体制が整い、実施医療機関が絞られてきた可能性
 - ② メーカーの生産能力向上と感染研の国家検定迅速化より、予防接種開始時点でのワクチンの供給量が、需要を十分に満たす体制まで向上したことから、医療機関の「単一銘柄指定」の要求を満たせるようになり、複数銘柄納入医療機関の割合が減少し、重複報告の件数が減少した可能性などから、実際に供給された医療機関数は、過去の調査結果と大きく変化し

ていない可能性が高いと考察し、平成 12 年度調査の際の重複率等を考慮して 65,000 施設前後ではないかと推定した。

○ 平成 15 年度の 50%超の増加要因は、以下の 2 点に集約されると考察する。

① 新規納入医療機関の増加

これまでインフルエンザワクチンの納入実績のなかった医療機関において、(a)新たに予防接種を行う医療機関が増えた (SARS 等感染症対策への新規対応、耳鼻科での接種など)、(b)一般向けではなく、自施設内の医療従事者への接種を目的としてワクチンを購入する医療機関が急増した、(c)SARS 対策として自社の従業員への接種を目的としてワクチンを購入する企業内診療所等が急増した、などの可能性

② 重複報告医療機関の増加

平成 15 年度は、前年使用実績から 40%以上の増産を行い、シーズン当初から大量のワクチンを準備して臨んだにもかかわらず、早い段階でワクチンが品薄状態となり、前年のように医療機関の「単一銘柄指定」の要求に応えることができず、複数銘柄納入が急増した可能性

○ 特に、①(b)については、厚生労働省が 11 月初旬に実施した「病院職員に対するインフルエンザ予防接種の状況」調査が、医療機関での医療従事者への接種推進 (ワクチン購入) に大きく影響したと考えられる。

○ 尚、重複を除いた実納入医療機関数については、環境が大きく異なるため平成 12 年度調査の際の重複率等を用いることは適当ではないと考えられるが (約 9 万施設となる)、仮に 7~8 万施設としても、全医療機関数が 10 万施設強 (歯科診療所を除く) であることを考えると、かなりの医療機関でインフルエンザワクチンが取り扱われてきていると推定される。

(2) 供給数量 (医療機関使用数量)

年度	需要予測(万本)	生産量	伸び率	供給(使用)量	伸び率	残余数	残余率
H12	474 ~ 693	7,601,685		6,245,713		1,355,972	17.84%
H13	720 ~ 989	10,602,469	39.48%	8,719,989	39.62%	1,882,480	17.76%
H14	1,049 ~ 1,237	12,996,149	22.58%	10,400,758	19.27%	2,595,391	19.97%
H15	1,244 ~ 1,400	14,808,787	13.95%	14,626,474	40.63%	182,313	1.23%

※詳細は【別紙 1】参照

○ 供給数量 (医療機関での使用数量) は、着実に増加している。

○ 総人口 100 人当たりの使用本数も、「11.46 本」と初めて「10 本」を超えるに至った。2 回接種や使用ロスの割合が不明であるため、正確な接種者数・接種率は算出できないが、国民全体でも 10~20%の接種率が達成されていると言える数字である。この使用実績は世界的にみても高水準といえる。

IFPMA (国際製薬協) 関係の「Macroepidemiology of Influenza Vaccination

Study Group」のデータ（2003年は集計中であり非公式数値・WHO「Weekly Epidemiological Record」へ投稿予定）によると、主要国の人口1,000人当たりの供給 dose 数（使用 dose 数）は以下の通りとなっている。

国名	2002	2003	国名	2002	2003	国名	2002	2003
米国	289	286	英国	186	200	イタリア	170	206
カナダ	328	344	フランス	169	171	豪州	202	214
ロシア	136	99	ドイツ	181	210	韓国	218	311

- 日本での使用量を上記の単位（dose/千人）に引き直すと次の通り。

2002 年度：163 2003 年度：229

欧米諸国の使用量は概ね微増・横ばい傾向であることから、日本の平成15年度のインフルエンザワクチン使用水準は、欧州諸国の水準を上回り、米国・カナダなどの水準に近づきつつある状況といえる。

- 平成15年度の予防接種法に基づく高齢者等へのワクチン接種状況は、厚生労働省の調査によると、接種者数10,706,262人と初めて1千万人を超え、接種率も44.54%にまで到達した。高齢者接種率の最も高い国の一つである米国では65%前後（65歳以上：2002年）に達しているが、日本は、非常に短期間のうちに、その米国に迫る水準を達成しつつあるといえよう。

年度	高齢者接種者数	伸び率	接種率	増減
H13	6,099,099	—	27.45%	—
H14	8,106,322	32.91%	35.26%	+7.81
H15	10,706,262	32.07%	44.54%	+9.28

(3) 生産数量・使用数量等の推移

※【別紙2】参照

- 全体としては順調に伸びているインフルエンザワクチン使用状況であるが、年毎では比較的大きな「波」が存在する。
- 医療機関において使用されたワクチン量は、平成13年度は前年比40%近い増加であったが、平成14年度は前年比20%弱まで伸び率が低下した。ところが平成15年度は、また前年比40%強の伸びを見せている。
- 需要予測に関しても、伸びが低下した平成14年度は、需要予測の最小値を下回る結果となり、一転、平成15年度は、需要予測の最大値を上回ることとなった。即ち、予測を超えた需要の停滞と急増がこの2年間に起こったということになる。
- その結果、ワクチンの残余数量も、平成14年度には20%近く残ったものが、平成15年度は深刻な「品不足」という事態を招くに至った。

(4) 予防接種法に基づく高齢者等、及びそれ以外へのワクチン使用数量との推移

- 予防接種法に基づく高齢者等への使用に用いられたワクチン数量の推移を評

価するために、ここでは以下の計算式で算出された値を「高齢者使用量」と定義する。

$$\text{高齢者使用量} = \text{高齢者接種者数(*)} \times 0.5\text{ml(1回)接種}$$

* 高齢者接種者数：厚生労働省の調査結果を使用

また、総使用量からこの「高齢者使用量」を差し引いた値を「対象不明使用量」と呼ぶこととする。

- この「高齢者使用量」は、次の2点で過小評価となっている。
 - ① 厚生労働省調査で把握されていない自治体の高齢者使用分は「対象不明使用量」に含まれる
 - ② 高齢者への2回接種分などは「対象不明使用量」に含まれる

即ち、ここでいう「高齢者使用量」は、予防接種法に基づく高齢者等に用いられたワクチン数量の「理論的最小値」であり、実際にはもっと多くのワクチンが高齢者に使用されていると考えられるが、同じ条件で各年度の比較を行うため、傾向の評価には問題ないと判断する。

年度	総使用量		高齢者使用量		対象不明使用量	
	総数	伸び率	使用数量	伸び率	使用数量	伸び率
H12	6,245,713	—	—	—	6,245,713	—
H13	8,719,989	39.62%	3,049,550	—	5,670,400	—
H14	10,400,758	19.27%	4,053,161	32.91%	6,347,597	11.94%
H15	14,626,474	40.63%	5,353,131	32.07%	9,273,343	46.09%

- 「高齢者使用量」は平成14年度・平成15年度ともに30%強の伸び率を示しており、波がなく安定して増加している。一方、「対象不明使用量」は、平成14年度は12%程度の増加であったものが、平成15年度には46%を超える急激な伸びを示している。
- 総使用量の増加率でも、平成14年度と平成15年度で「波」があることは前述したが、この増加率の「波」＝「増え方のバラツキ」は、予防接種法に基づく高齢者等の使用の増え方によるものではなく、予防接種法の対象ではない任意の接種者の使用の増え方のバラツキに起因しているということが特定できよう。即ち、予防接種法の対象ではない任意の接種者のワクチン使用のあり方が、ワクチン需要を左右する最大のポイントといえる。
- 平成14年度の使用量の伸びが予想を下回り、結果的に需要予測の最小値を下回った要因については、平成14年度の本報告において「抗インフルエンザウイルス薬の台頭」をその大きな要因の一つとして挙げた。即ち、予防接種法の対象とならない一般の人々にとって、もはやインフルエンザは、シーズン前に自発的に自費で予防接種を受けて罹患を防ぐ病気ではなく、不幸にも罹患してしまったら、それから病院へ行って「健康保険で治療する病気」へと認識が変わりつつあるということを考察した。
- しかし、平成15年度においては、「重症急性呼吸器症候群（SARS）流行の

危機」という新たな問題の発生が、予防接種法の対象とならない一般の人々の中に芽生えたその新しいトレンドを、わずか1年にして一変させることとなった。

- インフルエンザと SARS はその初期症状が類似していることから、SARS 流行時に SARS 患者への迅速・適切な処置を行うためには、紛らわしいインフルエンザ患者の発生を最小限に抑えることが望ましく、SARS 対策の一環としてのインフルエンザ予防接種が積極的に推奨された。
- 一般の人々にとっても SARS は脅威であり、インフルエンザに罹っただけでも SARS 疑い患者として隔離されたりする可能性があるのなら、インフルエンザにも罹るべきでないという意識が当然のごとく働く。従って、治療薬の有無という次元ではなく、「罹らないことが重要」なシーズンとなった。
- このような動きは、SARS 流行地への渡航が避けられない輸出関連企業や航空会社などの旅客事業者、流行時の対応にあたる医療・医薬従事者などを中心に、企業ぐるみでの SARS 対策としての「従業員へのインフルエンザワクチン接種推奨」という形で顕著に現れた。自社のユーザー・顧客等に対する「安全対策アピール」として、ECO 活動のような企業姿勢を示す「広報活動」に近い状況であった。
- 実際には、幸いにも SARS の再流行は起こらなかったが、一方で、日本を含む東アジアで「高病原性鳥インフルエンザ」の発生という予期せぬ問題が新たに発生した。これは、現行の人用インフルエンザワクチンの需要に直結するものではないが、「インフルエンザ」という言葉が報道メディアを飛び交う中で、人々の意識に更に「インフルエンザ」が歓迎せざるものとして深く刻まれ、接種促進を後押ししたことは確かであろう。
- 尚、日本における鳥インフルエンザの発生は、人の体内でのウイルス交雑により新型インフルエンザウイルスを発生させる危険性を低減することを目的として、発生農場（養鶏場）における鳥の処分作業従事者に対して、通常の人用インフルエンザワクチンの接種を推奨する必要性を生んだ。これは数量的には多くはないものの、直接的な需要に結びついた部分である。
- 以上のように、インフルエンザワクチンの需要は、予防接種法の対象とならない一般の人々の接種行動が、SARS や鳥インフルエンザなど動向により、どのように動いていくかによって決まるといえよう。

2) 都道府県別・供給数量（医療機関での使用数量）調査結果

(1) 都道府県別供給数量（医療機関での使用数量）

※詳細は【別紙1】【別紙3】参照

- 供給数量（医療機関での使用数量）は、全ての都道府県において、調査を開

始した平成 12 年度から一貫して増加している。人口 100 人当たりの供給数量（使用数量）は、全国平均で 11.46 本となり、最も多いのは佐賀県で 15.31 本、最も少ないのは埼玉県で 8.37 本となった。

年度	全国平均	最多	最少
H12	4.92	長崎県 7.90	京都府 3.40
H13	6.85	山口県 6.85	京都府 5.16
H14	8.16	長崎県 8.16	埼玉県 6.20
H15	11.46	佐賀県 15.31	埼玉県 8.37

- 平成 14 年度に鈍化していた伸びが、平成 15 年度に一転著しく伸びていることがよく見てとれる。これは全国的な傾向であるが、中でも伸びが著しい（伸び率 50%以上）のは、沖縄県、佐賀県、京都府、大阪府、高知県の 5 府県。

都道府県	H14	H15	伸び率	今年順位	前年順位
沖縄県	8.17	14.50	77.40%	3	31
佐賀県	9.01	15.31	69.93%	1	20
京都府	6.64	10.27	54.63%	41	46
大阪府	6.96	10.70	53.69%	39	44
高知県	8.81	13.24	50.24%	14	24

- 伸び率 1 位と 2 位の沖縄県・佐賀県は、ワクチン接種推進に向けて県を挙げてキャンペーンに乗り出すなど、自治体レベルでの積極的な接種勧奨を展開した結果が実を結んだものと思われる。尚、沖縄県については、地理的に台湾からの観光客が多く訪れることから、SARS 対策という面からも他県以上に積極的な活動が行われた結果が 77.4%という高い伸びにつながったものと思われる。
- また、京都府・大阪府は、例年最も使用本数の少ない都道府県群に属していたが、平成 15 年度は 50%を超える伸び率で使用本数を伸ばしている。昨年、SARS に感染した台湾の医師が日本旅行中に立ち寄ったルートに当たる地方であり、SARS の脅威を目の当たりにした影響が如実に庶民の行動に現れた結果である可能性も否定できない。
- 平成 14 年度は、100 人当たり使用量が「10 本」を超えたのが 8 県（長崎、鹿児島、鳥取、大分、宮崎、愛媛、広島、山口）であったのに対し、平成 15 年度には、逆に「10 本」に満たなかったのが 3 県（福岡 9.97、神奈川 9.80、埼玉 8.37）に過ぎなかった。
- 上位に九州・四国・中国地区が集中しており、西高の傾向は持続している。逆に大都市圏が伸び悩んでいる。

(2) 都道府県別供給数量（医療機関での使用数量）と高齢者接種率

※【別紙 4】参照

- 平成 15 年度の 100 人当たりの都道府県別使用数量が、厚生労働省の調査による予防接種法に基づく高齢者の接種率と相関があるかどうか調べたが、例

年同様、特に顕著な傾向は見出すことはできなかった。

3) 平成 16 年度インフルエンザワクチン需要の仮説

※【別紙 5】参照

(1) 平成 16 年度の予防接種法に基づく高齢者等の接種

- 平成 15 年度の予防接種法に基づく高齢者等の接種者数は 10,706,262 人、接種率 44.54%であった。これを過去 2 年間の推移と同様に、接種者数が 30%程度、接種率で 10 ポイント程度伸びると仮定し、平成 16 年度の予防接種法に基づく高齢者等の接種に必要なワクチンの数量を以下の通り算出してみた。

仮定:H16年対象高齢者数	2,500万人
仮定:H16年高齢者接種率	55%
仮定:H16年高齢者接種者数	1,375万人
仮定:H16年高齢者使用本数	約700万本

- この仮説は、高齢者の接種の伸びが鈍化せずに、これまでの勢いを持続するという仮定に基づくものであり、現実には、そろそろ鈍化が始まるのではなにかとの見方もある。昨季も SARS 問題が存在したうえでの 30%増であったことから、SARS 問題が発生しなければ、既に伸びの鈍化が始まっていた可能性も否定できない。従って、伸び率を維持するというこの仮定は、比較的高めの設定であると考えている。

(2) 平成 16 年度の予防接種法の対象とならない一般の人々の接種

- 平成 15 年度のインフルエンザワクチンの需要に多大な影響を及ぼした SARS の動向は？
 - 再流行という事態は避けられた。
 - 昨季を上回るような危機認識はない。
- 鳥インフルエンザの動向は？
 - 鳥インフルエンザが発生した場合の直接的な影響は、養鶏事業者等での接種推進等が考えられるが、養鶏産業従事者や家畜保健衛生所職員らが接種するのに必要なワクチンの量は、多くても数万本程度と推定されるため、ワクチンの需給に大きな影響を及ぼすものではないと判断する。
 - 新型インフルエンザ対策は次元の異なる問題で計算には入れられない。
- その他の影響は？
 - 現時点ではインフルエンザワクチンの需要に直接影響するその他の事象は見当たらない(「リン酸オセルタミビル」のインフルエンザ予防領域での効能追加がワクチンの使用量に与える影響はそれほど大きくはないと想定する)。
- このような現在の状況から大きな変動がない場合、平成 16 年度の予防接種法

の対象とならない一般の人々の接種動向はどのようになるか。

- 1つの可能性として、熱しやすく冷めやすい庶民感情から、平常の接種動向に戻るという見方がある。平成14年度に兆しが見えた「インフルエンザは保険で治療する病気」という認識の再浮上であり、下手をすれば平成14年度の水準程度まで「減少」という懸念である。
- もう1つの可能性としては、一度浸透した感染症に対する危機意識は簡単には冷めず、昨季のワクチン不足の記憶もあるため、接種意欲はそこそ健在であるという見方。一方で冷めても、他方で新たな需要が現われ、総需要としては昨季同等か、増加することもあり得るという見方である。
- 仮説だとしても、不透明な状況下で「減少」を採用することはリスクが大きい。安定供給上の安全水準を確保するためにも、昨季の水準の維持は最低条件であると思われる。従って、昨季とほぼ同等の供給量を維持すると仮定した場合

仮説①:H16年度高齢者以外の接種使用本数 約1,000万本(7.8%増)

- 予防接種法の対象とならない一般の人々の接種が、高齢者同様に30%程度伸びる可能性に備えた場合

仮説②:H16年度高齢者以外の接種使用本数 約1,200万本(29.4%増)
という2つのケースを想定した。

(3) 平成16年度のワクチン必要量

- 上記から、

高齢者用に	700万本、
高齢者以外に	1,000~1,200万本、
合計で	1,700~1,900万本、

という仮説となるが、安定供給上の安全水準を確保するためにも、余裕のある(1,900万本を満たす)供給計画の立案が必要と考える。

都道府県別インフルエンザワクチン供給数量推移(平成12～15年度)

別紙1

都道府県	平成12年度			平成13年度				平成14年度				平成15年度			
	総人口*1 (千人)	供給本数 (使用数量)	100人当り 納入本数	総人口*2 (千人)	供給本数 (使用数量)	100人当り 納入本数	高齢者 接種率*3	総人口*2 (千人)	供給本数 (使用数量)	100人当り 納入本数	高齢者 接種率*3	総人口*2 (千人)	供給本数 (使用数量)	100人当り 納入本数	高齢者 接種率*3
全国	126,926	6,245,713	4.92	127,291	8,719,989	6.85	27.45%	127,435	10,400,758	8.16	35.26%	127,619	14,626,474	11.46	44.54%
01 北海道	5,683	303,753	5.34	5,679	401,330	7.07	27.26%	5,670	468,224	8.26	34.90%	5,659	635,165	11.22	41.99%
02 青森県	1,476	56,158	3.81	1,474	90,643	6.15	20.69%	1,469	117,476	8.00	29.48%	1,462	162,574	11.12	39.46%
03 岩手県	1,416	72,202	5.10	1,413	105,414	7.46	30.81%	1,407	130,535	9.28	40.17%	1,402	169,653	12.10	48.45%
04 宮城県	2,365	101,174	4.28	2,371	155,408	6.55	27.12%	2,371	189,629	8.00	35.01%	2,373	237,831	10.02	43.22%
05 秋田県	1,189	59,649	5.02	1,184	88,613	7.48	24.20%	1,176	107,246	9.12	33.31%	1,167	150,603	12.91	42.60%
06 山形県	1,244	84,617	6.80	1,241	103,719	8.36	28.10%	1,235	117,562	9.52	39.16%	1,230	159,842	13.00	47.84%
07 福島県	2,127	104,560	4.92	2,125	154,095	7.25	30.83%	2,120	186,322	8.79	40.33%	2,113	259,106	12.26	49.57%
08 茨城県	2,986	147,527	4.94	2,992	198,038	6.62	26.16%	2,990	250,814	8.39	42.32%	2,991	354,772	11.86	48.65%
09 栃木県	2,005	107,958	5.38	2,010	148,237	7.37	40.19%	2,010	180,298	8.97	48.03%	2,011	243,814	12.12	49.45%
10 群馬県	2,025	81,961	4.05	2,031	121,742	5.99	30.10%	2,032	147,997	7.28	39.13%	2,034	208,861	10.27	48.48%
11 埼玉県	6,938	255,964	3.69	6,978	363,027	5.20	25.56%	7,001	433,982	6.20	32.21%	7,029	588,653	8.37	37.90%
12 千葉県	5,926	228,510	3.86	5,968	368,465	6.17	27.22%	5,994	447,751	7.47	36.53%	6,024	608,285	10.10	45.06%
13 東京都	12,064	717,402	5.95	12,138	865,667	7.13	17.53%	12,219	996,597	8.16	27.23%	12,310	1,443,920	11.73	35.61%
14 神奈川県	8,490	371,215	4.37	8,570	498,731	5.82	23.27%	8,625	600,235	6.96	27.70%	8,687	851,406	9.80	38.58%
15 新潟県	2,476	118,611	4.79	2,473	180,605	7.30	34.12%	2,465	226,173	9.18	40.82%	2,460	309,761	12.59	46.16%
16 富山県	1,121	58,007	5.18	1,121	98,194	8.76	37.40%	1,119	111,699	9.98	45.40%	1,117	152,281	13.63	64.34%
17 石川県	1,181	46,536	3.94	1,182	80,162	6.78	30.11%	1,180	98,474	8.35	42.05%	1,180	144,590	12.25	52.98%
18 福井県	829	46,594	5.62	830	62,192	7.49	21.83%	828	71,755	8.67	35.49%	827	103,662	12.53	47.48%
19 山梨県	888	46,795	5.27	890	72,111	8.10	31.73%	889	85,326	9.60	41.23%	887	119,335	13.45	51.40%
20 長野県	2,215	94,898	4.28	2,223	158,229	7.12	27.53%	2,217	196,464	8.86	38.33%	2,215	262,562	11.85	49.69%
21 岐阜県	2,108	127,429	6.05	2,111	171,433	8.12	33.04%	2,111	196,411	9.30	39.40%	2,111	270,559	12.82	47.16%
22 静岡県	3,767	193,510	5.14	3,781	259,639	6.87	27.22%	3,786	304,846	8.05	33.91%	3,793	452,967	11.94	43.56%
23 愛知県	7,043	371,926	5.28	7,087	540,152	7.62	30.56%	7,123	644,285	9.05	40.15%	7,158	892,681	12.47	47.71%
24 三重県	1,857	105,842	5.70	1,861	160,460	8.62	29.01%	1,861	166,448	8.94	34.28%	1,862	224,633	12.06	44.91%
25 滋賀県	1,343	50,603	3.77	1,353	82,761	6.12	31.08%	1,359	104,904	7.72	37.26%	1,366	152,395	11.16	47.98%
26 京都府	2,644	89,988	3.40	2,646	136,664	5.16	25.46%	2,642	175,403	6.64	28.61%	2,641	271,116	10.27	43.69%
27 大阪府	8,805	335,620	3.81	8,818	491,048	5.57	25.00%	8,815	613,853	6.96	32.35%	8,816	943,523	10.70	42.02%
28 兵庫県	5,551	231,928	4.18	5,571	319,927	5.74	27.28%	5,578	391,372	7.02	32.98%	5,585	568,655	10.18	41.61%
29 奈良県	1,443	62,157	4.31	1,442	94,123	6.53	33.98%	1,438	114,638	7.97	41.50%	1,436	167,180	11.64	49.61%
30 和歌山県	1,070	46,278	4.33	1,066	81,933	7.69	35.96%	1,061	100,327	9.46	39.53%	1,056	137,951	13.06	50.26%
31 鳥取県	613	35,760	5.83	613	52,748	8.60	33.98%	612	64,627	10.56	44.84%	611	83,680	13.70	54.41%
32 島根県	762	44,397	5.83	761	64,512	8.48	30.36%	757	74,344	9.82	32.42%	753	96,041	12.75	45.35%
33 岡山県	1,951	101,721	5.21	1,953	132,142	6.77	28.27%	1,953	156,938	8.04	34.34%	1,953	213,454	10.93	42.49%
34 広島県	2,879	183,221	6.36	2,879	235,267	8.17	30.17%	2,878	290,476	10.09	36.47%	2,878	391,523	13.60	50.64%
35 山口県	1,528	87,947	5.76	1,524	146,149	9.59	36.14%	1,518	152,638	10.06	40.39%	1,512	213,772	14.14	54.16%
36 徳島県	824	48,091	5.84	822	62,147	7.56	17.15%	820	70,360	8.58	26.13%	817	99,724	12.21	35.82%
37 香川県	1,023	62,444	6.10	1,022	93,002	9.10	36.00%	1,021	100,881	9.88	41.11%	1,020	138,152	13.54	50.91%
38 愛媛県	1,493	88,357	5.92	1,491	129,146	8.66	30.18%	1,486	153,282	10.32	41.04%	1,483	198,486	13.38	48.59%
39 高知県	814	41,286	5.07	813	67,851	8.35	30.63%	810	71,401	8.81	35.57%	807	106,879	13.24	45.54%
40 福岡県	5,016	217,808	4.34	5,032	297,652	5.92	23.02%	5,043	353,352	7.01	30.47%	5,051	503,508	9.97	39.56%
41 佐賀県	877	43,566	4.97	876	65,570	7.49	29.39%	874	78,745	9.01	35.16%	872	133,508	15.31	55.50%
42 長崎県	1,517	119,879	7.90	1,513	142,769	9.44	32.02%	1,507	163,199	10.83	40.80%	1,501	222,946	14.85	52.34%
43 熊本県	1,859	123,452	6.64	1,860	126,300	6.79	22.79%	1,858	144,954	7.80	26.53%	1,855	202,972	10.94	38.37%
44 大分県	1,221	80,060	6.56	1,221	110,186	9.02	34.17%	1,219	127,881	10.49	40.77%	1,218	164,415	13.50	49.07%
45 宮崎県	1,170	76,712	6.56	1,169	101,627	8.69	33.31%	1,167	121,667	10.43	40.02%	1,164	158,920	13.65	51.02%
46 鹿児島県	1,786	111,951	6.27	1,783	162,263	9.10	35.38%	1,779	189,535	10.65	46.40%	1,775	254,588	14.34	55.74%
47 沖縄県	1,318	59,689	4.53	1,329	77,896	5.86	24.57%	1,339	109,432	8.17	42.58%	1,349	195,583	14.50	58.39%

*1 :H12年度 国勢調査(総務省統計局)

*2 :H13年度・H14年度・H15年度 人口推計(総務省統計局)

*3 :H13年度・H14年度・H15年度 都道府県調査(厚生労働省医薬食品局血液対策課)

ワクチン生産数量・使用数量推移

	生産量*1	総使用量			高齢者使用量			対象不明使用量			残余量	
		総数	使用率*2	伸び率	使用数*3	構成比*4	伸び率	使用数*5	構成比*4	伸び率	残余数	残余率*6
平成12年度	7,601,685	6,245,713	82.16%	—	—	—	—	—	—	—	1,355,972	17.84%
平成13年度	10,602,469	8,719,989	82.24%	39.62%	3,049,550	34.97%	—	5,670,440	65.03%	—	1,882,480	17.76%
平成14年度	12,996,149	10,400,758	80.03%	19.27%	4,053,161	38.97%	32.91%	6,347,597	61.03%	11.94%	2,595,391	19.97%
平成15年度	14,808,787	14,626,474	98.77%	40.63%	5,353,131	36.60%	32.07%	9,273,343	63.40%	46.09%	182,313	1.23%

*1: 単位は本数(1ml) 他の数量も同様

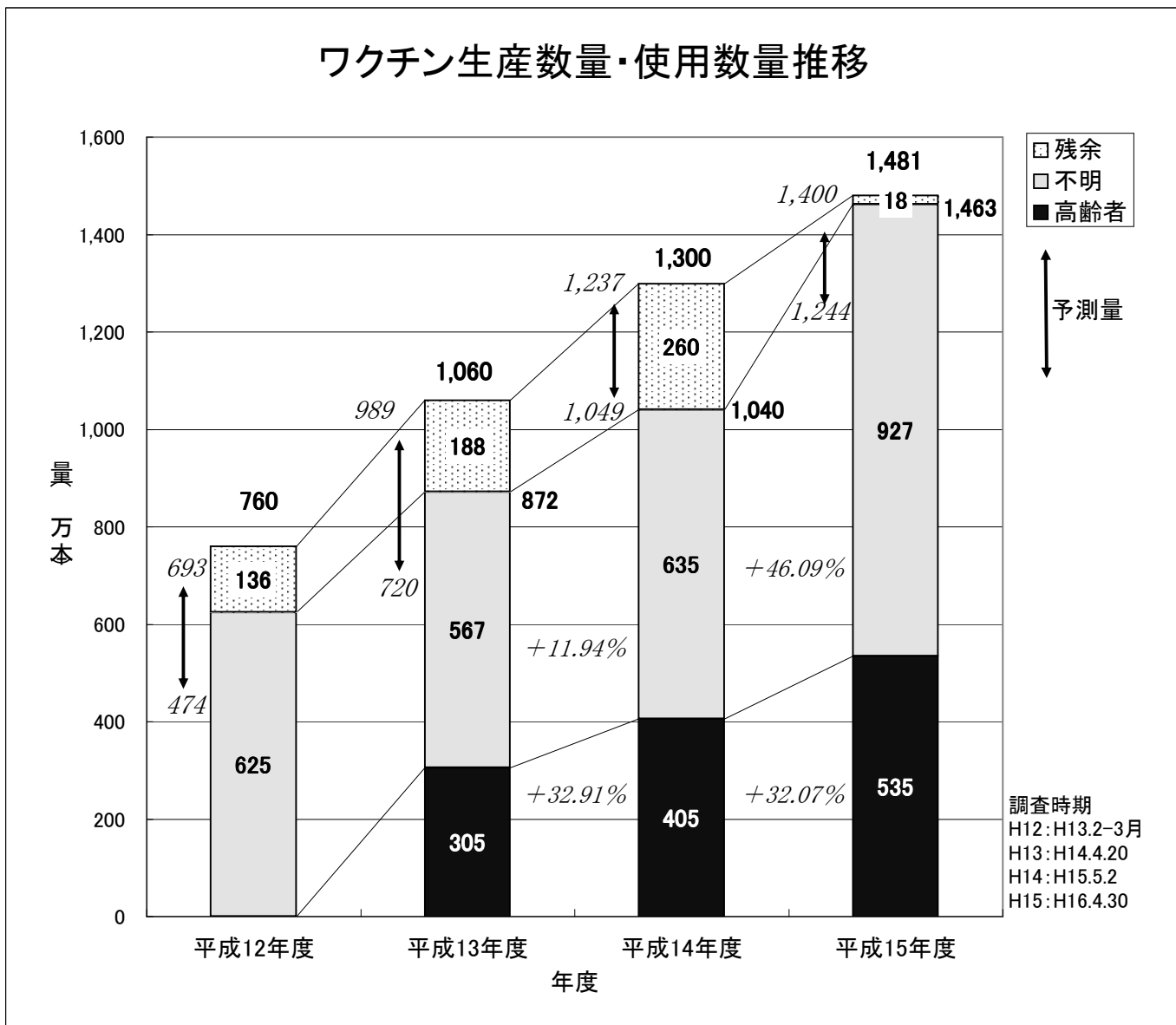
*2: 使用率=生産量に占める総使用量の割合

*3: 厚生労働省医薬食品局血液対策課「都道府県調査」の高齢者接種実施者数を基に、1人=0.5ml(1回)接種と見なして算出した本数

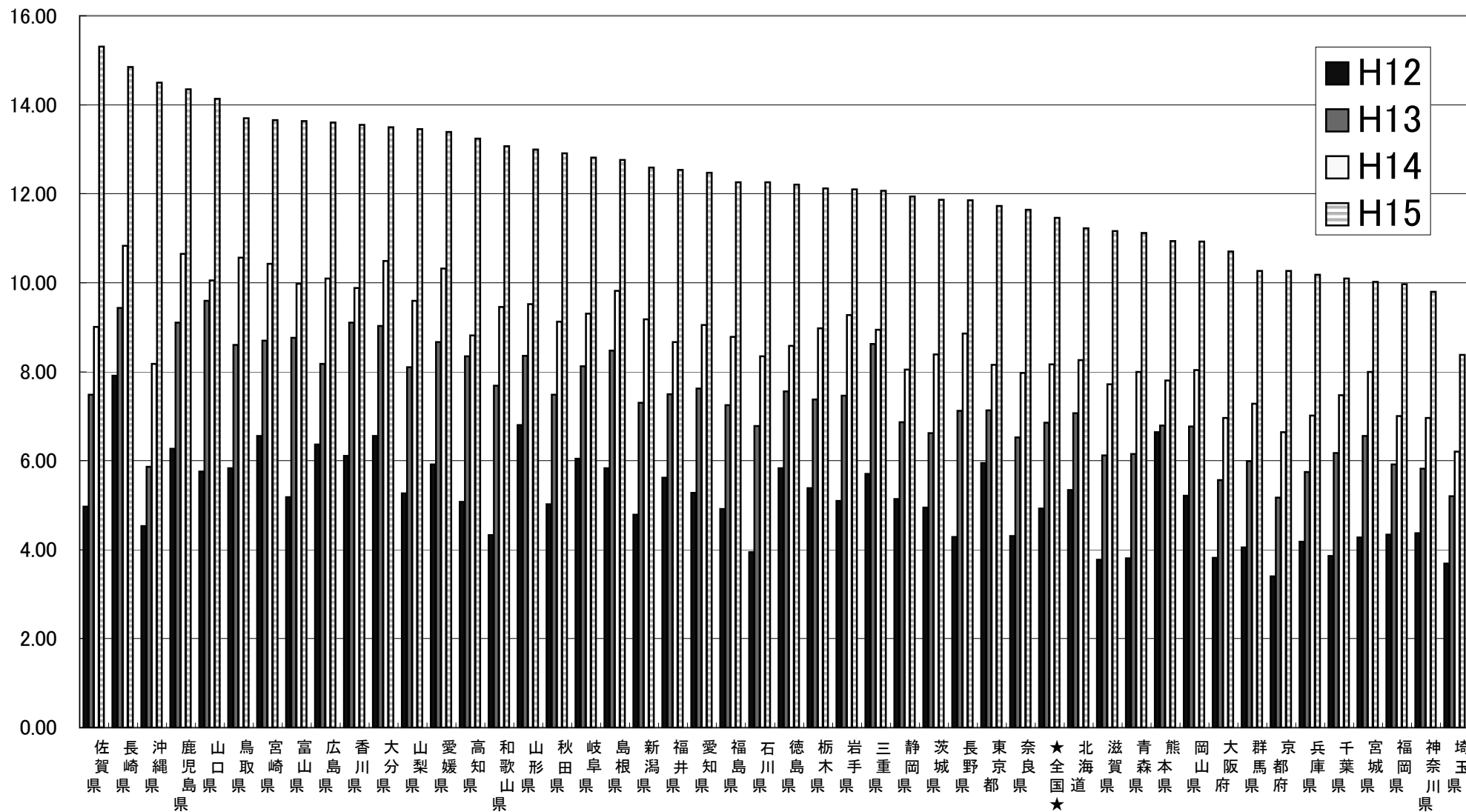
*4: 構成比=総使用量に占める高齢者使用量(対象不明使用量)の割合

*5: *3の高齢者使用量を総使用量から差し引いた本数

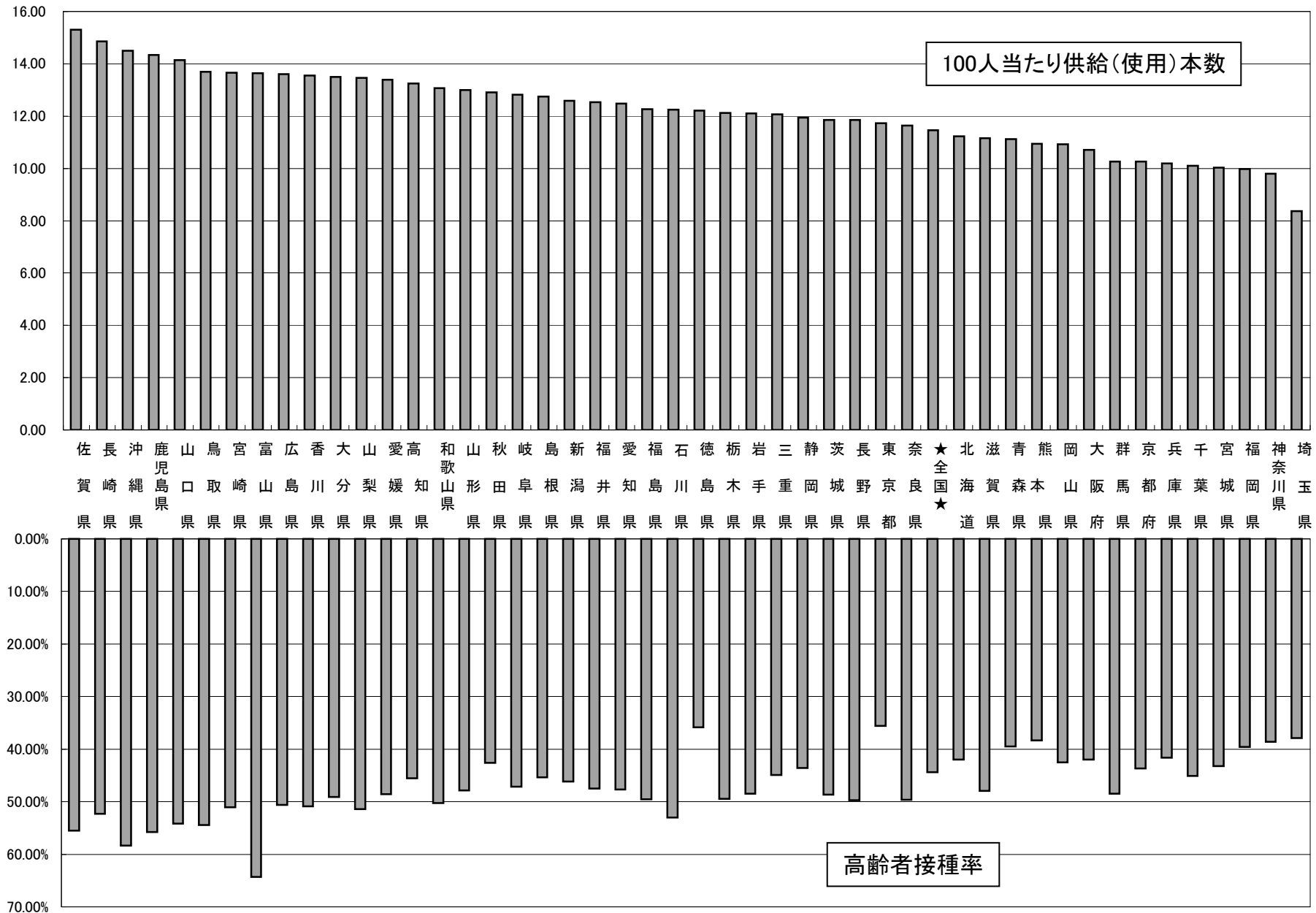
*6: 残余率=生産量に占める残余数の割合



都道府県別100人当たり供給(使用)本数



供給数量・接種率比較



H16年度 ワクチン需要(仮説)

	生産量		総使用量			高齢者使用量			対象不明使用量			残余量	
	生産数	伸び率	総使用数	使用率	伸び率	使用数	構成比	伸び率	使用数	構成比	伸び率	残余数	残余率
平成12年度	7,601,685	—	6,245,713	82.16%	—	—	—	—	6,245,713	—	—	1,355,972	17.84%
平成13年度	10,602,469	39.48%	8,719,989	82.24%	39.62%	3,049,550	34.97%	—	5,670,440	65.03%	—	1,882,480	17.76%
平成14年度	12,996,149	22.58%	10,400,758	80.03%	19.27%	4,053,161	38.97%	32.91%	6,347,597	61.03%	11.94%	2,595,391	19.97%
平成15年度	14,808,787	13.95%	14,626,474	98.77%	40.63%	5,353,131	36.60%	32.07%	9,273,343	63.40%	46.09%	182,313	1.23%
平成16年度	19,000,000	28.30%	17,000,000	89.47%	16.23%		41.18%		10,000,000	58.82%	7.84%	2,000,000	10.53%
			19,000,000	100.00%	29.90%	7,000,000	36.84%	30.76%	12,000,000	63.16%	29.40%	0	0.00%

- ① H16年度 予防接種法対象高齢者数を「25,000,000人」と仮定
- ② H16年度 予防接種法対象高齢者接種率を「55%」と仮定
- ③ ①②から H16年度 予防接種法対象高齢者ワクチン接種者数は「13,750,000人」
- ④ ③から H16年度 予防接種対象高齢者ワクチン使用本数は 約「7,000,000本」
- ⑤ H16年度 一般(予防接種法対象外)のワクチン使用本数を 「10,000,000本～12,000,000本」と仮定
- ⑥ H16年度 ワクチン生産量を「19,000,000本」と仮定

H16年度 ワクチン需要(仮説)

